東京労働局公示第 244 号
令 和 8 年 11 月 13 日

第 13 期 東京地方労働審議会第２回家内労働部会の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記応募要領によりお申し込みください。

記

1　日　　時　　令和８年 11 月 30 日（月）　午前９時 30 分から正午
2　場　　所　　九段第３合同庁舎 13 階 賃金相談室
（千代田区九段南１－２－１）
3　議　　題
（１）東京都革靴製造業最低工賃について
（２）東京における家内労働の概況
（３）東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について
（４）その他
4　傍 聴 者　　若干名
5　応募要領
（１）　傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに①傍聴を希望する審議会の開催日、②住所、③氏名、④電話番号（令和８年 11 月 27 日（金）午後２時から午後４時に連絡できる電話番号）をご記入の上、Ｅメールにて下記までお申し込みください。
申込締切日は、令和８年 11 月 26 日（木）午後５時**【必着】**です。
※申し込みに際しては、見逃し防止のため、Ｅメールの件名・タイトルは「【家内労働部会傍聴申し込み】」としていただくようお願いいたします。

東京労働局 労働基準部 賃金課 家内労働部会事務局
メールアドレス：(chinginka-toukyoukyoku●mhlw.go.jp)
※メールアドレスの●は@に読み替えて入力してください。

傍聴いただける方には電話にて連絡いたします。なお、会場の収容人数には限りがありますので、希望者多数の場合は、事務局において抽選を行い、傍聴いただける方を決定の上、ご連絡いたします。

（２）　当日は、審議の開始 10 分前までにお越しください。審議会開始後の入場は認められませんのでご注意ください。
なお、事前に申込みいただいたご本人であることを確認させていただきますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。

6　その他
（１）　傍聴に当たって、別添遵守事項を厳守してください。
（２）　車椅子をお使いになられる方は、その旨を申し込みの際にお書きください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

【担当】東京労働局 労働基準部 賃金課 家内労働係
電話 03（3512）1614

別添

議会傍聴に当たっての遵守事項

1　傍聴整理券番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。

2　事務局の指定した場所以外へ立ち入ることはできません。

3　携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。

4　写真撮影やビデオカメラ・IC レコーダー等の使用はご遠慮ください。

5　静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。

6　審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。

7　傍聴中、飲食はご遠慮ください。また、会場内は禁煙です。

8　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。

9　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。

10　傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。

11　銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。

12　その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、
退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。

東京地方労働審議会